

daily コラム

2012年6月21日(木)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

相続放棄と生命保険

生命保険金は相続財産ではない

相続によって引き継がれるのは、プラスの財産だけではありません。例えば、被相続人に借金があれば、借金も同時に引き継がれることとなります。借金の方が多い場合は、『相続放棄』をすることもできますが、ここで気になるのは、相続放棄をした場合、被相続人の生命保険の保険金を相続人が受け取ることはできるのかと云うことです。

結論から言えば、**生命保険金の受取人が相続人の場合、相続放棄をしても、生命保険金を受け取ることはできます。**つまり、保険金請求権は相続人にあり、被相続人の財産ではなく、相続人の財産とみなされるため、相続放棄をしても生命保険金を受け取ることは可能なのです。

しかし、ここで注意しなければならないのは、生命保険金は相続財産には含まれませんが、相続税の対象になることです。次に、生命保険金の税法上の取り扱いについて説明したいと思います。

相続放棄した場合の税金計算

生命保険金は、相続財産ではありませんが、相続税の計算上は「みなし相続財産」として相続税の対象となります。つまり、相続財産ではないが、相続税は支払わなく

てはならないのです。

財産放棄して生命保険金を取得した場合でも、相続税の計算に際して基礎控除（5,000万円＋（1,000万円×法定相続人の数）や配偶者控除（配偶者の相続分が1億6,000万円までは相続税は課税されません。）を受けすることはできます。しかし、生命保険金にかかる「非課税枠」は適用できないので注意が必要です。

生命保険金の非課税枠

生命保険金には、「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があります。つまり、死亡保険金が非課税限度額以下である場合には税金はかからないし、超える場合でも超える部分のみが相続税の対象となります。

しかし、**相続放棄をすると、この非課税枠を利用することはできないので、注意が必要です。**

また現在相続税の基礎控除や、生命保険金の非課税枠に関しては税法の改正が検討されておりますのでこちらも注意して下さい。



補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

●相続又は遺贈により取得したものとみなす場合

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。この場合において、その者が相続人（相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。）であるときは当該財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときは当該財産を遺贈により取得したものとみなす。

1. 被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約に規定する生命保険会社と締結した保険契約の保険金

●遺産に係る基礎控除

第15条 相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第19条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。次条から第18条まで及び第19条の2において同じ。）の合計額から、5000万円と1000万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額（以下「遺産に係る基礎控除額」という。）を控除する。

●配偶者に対する相続税額の軽減

第19条の2 被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得した場合には、当該配偶者については、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した残額があるときは、当該残額をもってその納付すべき相続税額とし、第1号に掲げる金額が第2号に掲げる金額以下であるときは、その納付すべき相続税額は、ないものとする。

1. 当該配偶者につき第15条から第17条まで及び前条の規定により算出した金額

2. 当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額に、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額が当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額のうち占める割合を乗じて算出した金額

イ 当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額に民法第900条（法定相続分）の規定による当該配偶者の相続分（相続の放棄が

あった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続分）を乗じて得た金額（当該被相続人の相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）が当該配偶者のみである場合には、当該合計額）に相当する金額（当該金額が1億6千万円に満たない場合には、1億6千万円）

ロ 当該相続又は遺贈により財産を取得した配偶者に依る相続税の課税価格に相当する金額

●相続税の非課税財産

第12条 次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

5. 相続人の取得した第3条第1項第1号に掲げる保険金（前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分

イ 第3条第1項第1号の被相続人のすべての相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額が500万円に当該被相続人の第15条第2項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額（ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。）以下である場合 当該相続人の取得した保険金の金額

ロ イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合 当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

●改正の動き（H24年6月1日現在）

社会保障と税の一体改革に盛り込まれ、現在審議中
基礎控除額の改正

（現状） 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

（改正案） 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

死亡保険金の非課税限度額の改正

死亡保険金の非課税限度額：500万円 × 法定相続人の数
改正案での「法定相続人の数」は、法定相続人の中で未成年者・障害者・生計一にしていた者の数に限定される。